

犬山市火災廃棄物処理の支援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、火災により、り災した市内の住宅及びその附属建物の解体等に伴って排出される一般廃棄物（以下「火災廃棄物」という。）の処理について、り災者の経済的負担を軽減し、早期の生活再建に期するため、市が行う火災廃棄物の処理に係る支援（以下「支援」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象となる建物及び動産)

第2条 支援の対象となる建物は、り災者が居住の用に供している市内に所在する建物（借家、所有者が自ら放火したことによりり災したもの及び空き家等で現に居住の実態がなく、当該空き家等の所有者が、当該空き家等に係る固定資産税を滞納しているものを除く。）及び当該建物に附属する物置、車庫その他の建物とする。ただし、これらの建物が、店舗、事務所、貸家、農機具小屋等の事業の用に供する部分を併設する場合にあっては、当該事業の用に供する部分を除く。

2 支援の対象となる動産は、市内に所在するり災した建物（借家を含み、空き家等で現に居住の実態がなく、当該空き家等の所有者が、当該空き家等に係る固定資産税を滞納しているものを除く。）の中にあるり災者が所有する生活用品、家具等の動産とする。ただし、当該建物が、店舗、事務所、貸家、農機具小屋等の事業の用に供する部分を併設する場合にあっては、当該事業の用に供する部分に所属する動産を除く。

(支援の対象となる範囲)

第3条 支援の対象となる範囲は、次の各号に掲げるり災の程度に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 全焼 建物及び動産の全部
- (2) 半焼 建物のり災箇所及び消火放水、泥水等により破損等（隣家等で発生した火災の消火活動のための消火放水、汚泥等による

破損等を含む。以下同じ。)をし、利用できなくなった動産。ただし、建物でり災箇所と残存した箇所が分離できないため、一体的に解体しなければならないと認められる場合にあっては、その全部。

- (3) 一部火災 建物のり災箇所及び消火放水、泥水等により破損等
をし、利用できなくなった動産
(支援の対象となる火災廃棄物)

第4条 支援の対象となる火災廃棄物は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(支援の対象とならない火災廃棄物)

第5条 支援の対象とならない火災廃棄物は、別表第3に掲げるとおりとする。

(費用負担)

第6条 別表第1に掲げる火災廃棄物は、犬山市都市美化センターにおいて処理し、当該火災廃棄物の運搬は、り災者が自ら行うか、り災者が市から許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して行うものとする。

2 前項の運搬に要する費用は、り災者の負担とし、同項の処理に要する費用は、犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成12年条例第60号)第18条の規定により免除することができる。

3 別表第2に掲げる火災廃棄物は、市が処理し、当該火災廃棄物の運搬及び処理に要する費用は、市の負担とする。

(支援の申請)

第7条 支援を受けようとする者は、火災廃棄物処理支援申請書(別記様式)にり災証明書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書のほか、前条第2項の規定により、別表第1に掲げる火災廃棄物の処理に要する費用の免除を受けようとする者は、犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則(平

成 1 2 年規則第 5 3 号) 第 6 条第 1 項に規定する廃棄物処理手数料減額 (免除) 申請書を市長に提出しなければならない。

(支援の決定)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の申請があったときは、り災現場において、り災者、解体事業者、運搬業者等関係者の立会いのもと、支援の対象となるかどうかの決定を行うものとする。

(不正行為による費用負担)

第 9 条 市長は、偽りその他不正な手段により火災廃棄物の処理に係る支援を受けた者がいるときは、その者に対して市が支援に要した費用の全部又は一部を負担させるものとする。

(雑則)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 8 月 7 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

支援の対象となる火災廃棄物 (犬山市都市美化センターで処理)

火災廃棄物の種類	内容
可燃ごみ	紙類、プラスチック類、衣類等
不燃ごみ	陶磁器類、金属類、小型家電製品等
粗大ごみ (縦、横、奥行が 2 m × 1 . 5 m × 1 m 以下のものに限る。)	タンス、机、家電製品 (別表第 3 に掲げるリサイクル対象品のうち破損等の程度によりリサイクルが不可能なものを含む。)、布団、カーペット等

別表第2（第4条関係）

支援の対象となる火災廃棄物（市が委託する事業者の施設で処理）

火災廃棄物の種類	内容
建築廃材（縦、横、奥行きが2m×1.5m×1m以下のものに限る。）	梁、柱等の木材及び畳

別表第3（第5条関係）

支援の対象とならない火災廃棄物

火災廃棄物の種類	内容
建築廃材	トタン、不燃性内外壁、コンクリート類、鉄骨、スレート、瓦等
危険物	ガスボンベ、消火器、バッテリー、ガソリン、オイル等の油類、農薬等
車両、機械等	自動車、自動二輪、原動機付自転車、農機具等
リサイクル対象品（破損等の程度によりリサイクルが不可能なものを除く。）	テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫等
その他	擁壁、石垣、塀、庭石、土等

火災廃棄物処理支援申請書

年 月 日

犬山市長 様

申請者
住 所
氏 名 ⑩
連絡先

犬山市火災廃棄物処理の支援に関する要綱第7条第1項の規定により、火災廃棄物の処理に係る支援を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

<p>1 火災廃棄物の種類</p>	<p>可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 建築廃材（梁、柱等の木材及び畳に限る。）</p>
<p>2 処 理 時 期</p>	<p>年 月 日から 年 月 日まで</p>

※市記入欄

<p>支援の可否</p>	<p>可・否（理由）</p>
<p>特に付する条件</p>	

犬山市火災廃棄物処理の支援に関する要綱第8条の規定により、上記のとおり火災廃棄物の処理に係る支援を決定する。

年 月 日

犬山市長 ⑩

様式第6（第6条関係）

廃棄物処理手数料減額（免除）申請書

年 月 日

犬山市長

様

申請者

住 所

氏 名

㊟

連絡先

犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第18条の規定により、廃棄物処理手数料を減額（免除）くださるよう申請します。

記

1 廃棄物の種類	
2 処理時期	
3 数 量	
4 減 額 免 除 の理由	

上記のことについて、次のとおり認める。

減免の許可	可 否 ()	減免時期	
特に付する条件			

年 月 日